

平成 24 年 4 月 4 日

民主党 環境部門・動物愛護対策ワーキングチーム
座長 衆議院議員 田島一成 先生

動物愛護管理法の見直しにおける実験動物の扱いに関する要望

私は薬害エイズ感染被害者、また特殊疾病の先天性血液疾患・血友病、HCV 感染者、そして合併症のがんや悪性腫瘍を発症しています患者を代表しまして、医薬品の安全確保と新たな薬や治療法の開発に、常に希望を託して生きている立場から、この度の動物愛護管理法の見直しについて要望いたします。

薬害サリドマイド、薬害スモン、そして薬害エイズ、更に薬害 C 型肝炎と我が国の医薬品の安全性についての対策において、人の命や健康を奪う未曾有の薬害被害が繰り返されてきました。また、現在国民の健康におけるもっとも重大な疾患としてがんがあります。その対策として我が国はがん対策基本法をつくり、治療薬や治療法の開発に国を挙げて総力を傾けているところです。さらに、新たな疾患や難病患者に向けての医薬品開発等が国民の健康を守るために対策として講じられています。

憲法第二五条に保障されておりますように、まず我が国の国民の健康を守ることが国の責務とされています。

そこで、動物愛護管理法の見直しで、同法四一条の、動物を科学上の利用に供する場合の方法についても規制強化が言われています。

私ども患者の立場から、その医薬品の安全性を常に高め、病気に悩む人たちの治療や健康を守るための予防等に貴重な命をいただくことも含め貢献してくれている「第四十一条 動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等」の実験動物に対する扱いについては、別途、定めを作り、各省庁及び横断する専門的な事情を束ねた形にさせていただくことを要望します。

[見直しにおける問題点]

- ・規制強化による科学領域に対する侵害の懸念
- ・登録強化を前提に、実験動物取扱全面禁止との過激な展開主張があることへの懸念
- ・医薬品開発や新たな治療法開発など人の生命健康を守る科学的進歩を遮る懸念。

[提案]

・動物愛護の精神を踏まえつつ、一般社会で共存する愛玩動物（野生動物も含む）、科学・学問の発展に貢献する実験動物、そして畜産など産業動物それぞれについて、現実の社会構造を踏まえた信頼性・倫理感のある個別のルール作りが必要である。

二度と薬害を繰り返さない、安心・安全な医療・健康環境をつくる国の大義のため、私たちの要望を実現してください。

社会福祉法人はばたき福祉事業団
理事長 大平勝美
NPO 法人日本アレルギー友の会
NPO 法人 PAH の会
NPO 法人広島がんサポート
NPO 法人乳がん患者友の会きらら
財団法人 いしずえ
(サリドマイド福祉センター)
ムコネット Twinkle Days
社会福祉法人復生あせび会
(稀少難病者全国連合会)